

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC特別養護老人ホーム（以下「事業場」という。）に介護職として採用され、介護業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場において要介護者を持ち上げた際に腰に痛みを感じた（以下「本件災害」という。）という。請求人は、翌日、D病院に受診し「腰痛症、腰椎椎間板症」（以下「当初傷病」という。）と診断された。

請求人は、当初傷病に関しては業務上災害と認定され、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、休業補償給付を受給した。

請求人は、平成〇年〇月に事業場を退職し、平成〇年〇月からはEグループホームで勤務していたところ、腰の状態が本件災害時の状態に近づいたため、同ホームを平成〇年〇月〇日に退職した。その後、同年〇月まで休養し、同年〇月〇日にF病院に受診し、療養を再開した。

請求人は、当初傷病が治っていないとして、監督署長に「腰痛症、腰椎椎間板症」及び「腰部挫傷、両下肢痛」の傷病名（以下「腰痛症、腰椎椎間板症」を「現傷病名1」、「腰部挫傷、両下肢痛」を「現傷病名2」という。）にて、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間、同年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

の間の休業補償給付をそれぞれ請求したところ、監督署長は、当初傷病と上記休業補償給付の請求に係る傷病との間には因果関係は認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した現傷病名1及び現傷病名2と当初傷病との間には因果関係が認められないとして休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日当審査会開催の本件公開審理において、本件災害時が最もつらく、現在は当時よりは良くなっているが、症状が続いていることから、現傷病名1及び現傷病名2は業務上の疾病である旨主張するので、以下、検討する。

(2) 当初傷病と現傷病名1及び現傷病名2との因果関係について、本件休業補償給付支給請求書の傷病名を現傷病名1としたF病院のG医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「無関係と推測します。」と述べているが、同医師の平成〇年〇月〇日付け「平成〇年〇月〇日付け意見書に係る追記・訂正」においては、「関係を否定出来ない。」としている。

また、本件休業補償給付支給請求書の傷病名を現傷病名2としたH医師は、

平成〇年〇月〇日付け意見書において、「原因も不詳なので、小生には判断できません。」と述べているが、その後提出した「本年〇月〇日意見書に対し、その後の治療経過を踏まえた追記、修正」において、症状との因果関係について、詳細に説明することはできない旨述べている。

これに対し、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年の傷病名は腰痛症及び腰椎椎間板ヘルニアとなっているが、腰痛の原因となるような病理解剖学的な病変は身体所見、画像診断などから特定できていない。このような腰痛はいわゆる非特異的腰痛（腰痛症）と診断される。平成〇年の負傷による軽度の腰痛が継続していたと思えるが、平成〇年の再就労後の腰痛は腰痛症の自然経過内の変動であり再就労の業務が腰痛の増悪の主たる原因になったとは考えられない。（中略）再就労で腰痛を憎悪させるような災害性も労務の過重も認められず、また軽度の椎間板変性や腰部脊柱管狭窄も指摘されているが、年齢相当のX線上での所見で病的と言えず他にも腰痛の憎悪を説明し得る他覚的な所見はない。」と述べている。

- (3) また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、本件休業補償給付請求期間のうち、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの198日間について労働不能とは言えない旨述べている。
- (4) さらに、本件休業補償給付請求書の「療養のため労働することができなかつたと認められる期間」は、診療担当者の訂正印とともに、「198日間のうち198日」、「75日間のうち75日」からそれぞれ「0日間のうち0日」と訂正されているため、診療担当者も労働不能であったとは認めていないものと解される。
- (5) 以上のとおり、G医師やH医師は当初傷病と現傷病名1及び現傷病名2との間の因果関係を積極的に認めたものと解されないし、I医師は再就労が腰痛の憎悪の原因とは考えられないと当初傷病と現傷病名1との因果関係を否定しており、また、労働不能であったことを裏付ける証拠はないことから、当審査会としても、当初傷病と現傷病名1との間に因果関係は認められず、また、同じく現傷病名2との間の因果関係を積極的に肯定する医学的所見はないところ、少なくとも現傷病名2により労働不能であったものとは認められず、休業補償給付の対象に該当しないものと判断する。
- (6) なお、請求人は、「請求人の腰痛は仙腸関節の傷病が原因」と主張している

が、J 医師は、意見書において、請求人の症状が仙腸関節炎だけですべて説明できるかはもう少し治療してみないと分からない旨述べており、そもそも当該傷病に対して行なわれている A K A 療法は健康保険の適用はなく、労災保険法において療養の範囲内とは認められないことから、請求人の主張は独自の見解であり、採用できない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。